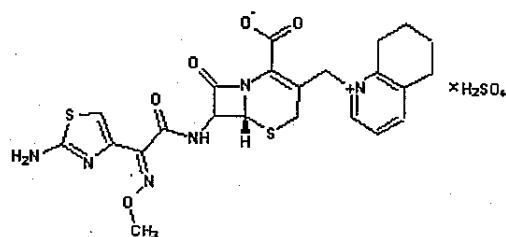


再審査に当たり意見を聴取する動物用医薬品の概要について

1 硫酸セフキノムを有効成分とする牛の注射剤（コバクタン／セファガード）

(1) 主成分

硫酸セフキノム



(2) 対象動物

牛

(3) 用法及び用量

1 日 1 回体重 1kg 当り本品 0.04mL（硫酸セフキノムとして 1mg（力価））を 3 ～ 5 日間筋肉内に注射する。

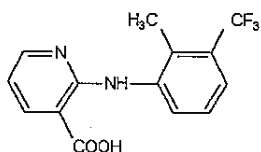
(4) 効能又は効果

有効菌種： マンヘミア（パスツレラ）・ヘモリティカ、パスツレラ・ムルトシダ
適応症： 牛；肺炎

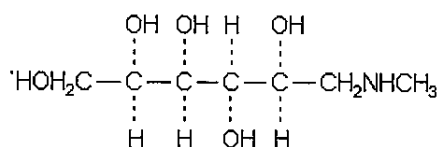
2 フルニキシメグルミンを有効成分とする牛の注射剤（フォーベット 50 注射液）

(1) 主成分

フルニキシメグルミン



フルニキシシン(Flunixin)



メグルミン(Meglumine)

(2) 対象動物

牛

(3) 用法及び用量

1 日 1 回体重 1kg 当りフルニキシシンとして 2mg を 1 ～ 3 日間静脈内に投与する。

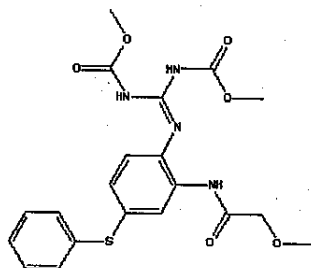
(4) 効能又は効果

細菌性肺炎における解熱及び消炎

3 ふぐ目魚類用フェバンテルを有効成分とする寄生虫駆除剤（マリンバンテル）

(1) 主成分

フェバンテル



(2) 対象動物

ふぐ目魚類

(3) 用法及び用量

1日1回、魚体重1kg当たり、フェバンテルとして12.5～25mgの量を飼料に均一に混じて5日間経口投与する。

(4) 効能又は効果

ヘテロボツリウム (*Heterobothrium okamotoi*) の駆除

4 食品安全委員会への意見聴取事項

薬事法第83条第1項の規定により読み替えて適用される第14条の4第1項の規定による上記動物用医薬品の再審査に際しての当該医薬品の食品健康影響評価（食品安全基本法第24条第1項第8号）